

**独立行政法人統計センターの
組織・業務全般の見直し当初案について**

平成24年8月29日
総務省統計局

1. 独立行政法人統計センターの概要

・ 設立 平成15年4月1日
※総務省から移行

・ 役職員 理事長 戸谷好秀
理事3、監事2（うち理事1名、監事2名は非常勤）
常勤役職員：844名 ※平成24年度当初の定数（常勤役員3名を含む）

・ 業務内容〔我が国の中央統計機関としての機能・役割〕

（1）国の基幹的統計の作成

〔国勢調査、経済センサス、労働力調査（完全失業率）、消費者物価指数、家計調査、住宅・土地統計調査、科学技術研究調査 など〕

（2）国の行政機関・地方公共団体の統計作成の支援

〔職種別民間給与実態調査（人事院）、地方公務員給与実態調査（総務省）、賃金構造基本調査（厚生労働省）、商業統計調査（経済産業省）、建築着工統計調査（国土交通省）など〕

（3）統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積・加工等（公的統計基盤の整備・提供）等

〔政府統計共同利用システムの運用管理、新統計法に対応したオーダーメイド集計・匿名データの提供 など〕

※緊急時対応：天災、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合、総務大臣の求めに応じて統計作成等の措置を緊急的に実施（独立行政法人統計センター法第11条）

2. 我が国の重要統計及び統計センターの役割

- 我が国の重要統計は、国（総務省統計局等）と独立行政法人（統計センター）の分担によって実現。諸外国では中央統計機関の直接指揮・責任の下に一貫して実施。
- 独立行政法人が行う業務が国の行政機関の事務事業と密接な連携を必要とし、国の行政機関の行う業務と独立行政法人の行う業務が一体となって初めて完結する仕組みは、独立行政法人制度の中でも特殊。

統計作成の流れ

総務省統計局等

企画・設計

統計を作成するために必要な調査の企画・設計

調査事項・方法の検討

調査書類の作成

調査方法等の説明

試験調査・
製表の実施

製表の
企画・設計

統計作成システム
設計・開発

実地調査

実際の調査活動

調査対象の把握

調査票の配布・回収

調査書類の検査・提出

地方統計事務
(書類検査等)
への
助言・支援

オンライン
調査

地方自治体へ
の講習会・研
修の実施

製表

調査票から統計結果を算出する統計作成の実務

精度管理

調査票の受付・入力

分類符号の格付

データチェック

結果表の作成

分析・公表

作成された統計の分析・国民等への提供

結果の分析

結果の公表

報告書の作成・刊行

政府統計共同利用システムの
管理・運用等

政府統計共同利用システム
による結果公表

オーダーメイド集計

匿名データの提供

統計センター

3. 第2期中期目標期間の主な取組と実績

■業務運営の効率化

高品質な公的統計の安定的な作成・提供を堅持するため、ICTを活用した業務刷新や外部リソースを活用した業務方法の再構築を図ったほか、ABC/ABMを基礎とした業務マネジメントと、各部門間の品質管理を連携・連結させるTQCを実施し、PDCAサイクルに基づく成果志向の業務運営を実施。

経常統計調査等に係る経費及び一般管理費については、期末年度までに前期末年度に対して15%削減を目標としていたところ、削減を加速化し、平成23年度に前期末年度比26.5%削減となり、前倒しして目標を達成。

人員の削減については、期末の常勤役職員数を前期末に対して6.6%削減するという目標達成に向けて着実に削減を実施。

業務・システムの最適化については、平成22年度までに対象システムの切替えをすべて完了させ、ハードウェアの統一化、コスト削減、省スペース化、製表業務担当職員の利便性向上、PC運用管理作業の省力化を実現し、業務運営を効率化。

■提供するサービスその他の業務の質の向上

国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査をはじめとする各種統計調査の製表業務を基準に基づき進め、要求された品質で期限までに結果を提供。

政府統計共同利用システムの運用管理を適切に行うとともに、オーダメード集計、匿名データの提供など公的統計の二次利用を推進。

オートコーディングシステム及びデータエディティングに関する研究に重点的に取組み、実用化することにより、業務を高度化・効率化。

■その他

内部統制の充実・強化を図るとともに、リスクへの対応として、製表業務の品質管理におけるPDCAサイクル及び情報セキュリティ対策を実施。

4. 組織・業務の見直しの基本方針

公的統計が「社会の情報基盤としての統計」としての役割を十分に果たすことができるよう、中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を担い、その機能を十分に発揮すること。

先般の独立行政法人制度改革において行政執行法人とされたことを踏まえ、統計センターの政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとする事。

- 各種統計調査の製表業務に関し、納期を順守するとともに、更なる質の向上に取り組むこと。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」(平成24年5月11日閣議決定、国会提出)等に基づき、思い切ったスリム化、業務運営の高度化・効率化に取り組むこと。その際、ABC/ABMを基礎としたコスト管理を行うこと。
- 一方で、統計作成を取り巻く状況の変化から生じる業務量の増大にともなう以下の取組みについて、適切に対応すること。
 - ① 調査環境悪化に伴う記入状況不備等への対応
 - ② 公的統計作成における各府省・地方公共団体への更なる支援
 - ③ 政府統計共同利用システムによるサービス提供の充実・強化

■ 更に、新たに発生する以下の業務にも適切に対応すること。

- ① 統計法に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において求められているビジネスレジスター※への対応

※ ビジネスレジスターとは、登記情報、労働保険情報、各種統計調査結果の情報を用いて全ての事業所・企業の名簿を整理し、事業所・企業を対象とする統計調査で使用される母集団名簿を一元的に提供するもの。

- ② 「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日IT戦略本部決定)等に基づく公的統計データの提供拡大への対応(次世代統計提供システムの運用)。各種統計調査のデータ提供におけるニーズ把握の実施
- ③ 新たに創設されるサービス産業の実態を毎年捉える統計調査の製表への対応
- ④ 物価の地域差を毎年捉える統計調査の製表等新たな統計調査への対応

■ 外部からの不正アクセスやサイバー攻撃への対策を講じるとともに情報セキュリティ対策の徹底に引き続き取り組むこと。

■ 今後の発展的な業務運営に向け、適切な目標を立てるとともに、その業務の性質に応じた定量的な評価指標の精緻化を図ること。